（一）名鉄観光サービス株式会社（登録研修機関第六号）

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	名鉄観光サービス株式会社経営企画部
変更後	名鉄観光サービス株式会社経営管理部

二　変更の年月日　令和四年六月二十二日

（二）株式会社ジーエフ（登録研修機関第五十六号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	伊藤　篤子
変更後	佐藤まちこ

二　変更の年月日　令和六年十二月一日

（三）株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）

一　住所の変更

変更前	東京都中央区築地二丁目五番三号
変更後	東京都中央区銀座二丁目三番十二号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都中央区築地二丁目五番三号
変更後	東京都中央区銀座二丁目三番十二号

三　変更の年月日　令和七年二月二十五日

（四）株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	貞広　貴志
変更後	岩上　秀憲

二　変更の年月日　令和七年六月十一日

（五）株式会社ＪＴＢ（登録研修機関第三十八号）

一　住所の変更

変更前	東京都品川区東品川二丁目三番十一号
変更後	東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都品川区東品川二丁目三番十一号
変更後	東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三　変更の年月日　令和八年五月七日

（六）一般社団法人川口市旅行観光協会（登録研修機関第八十一号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	今井　雅彦
変更後	伊藤　淳一

二　変更の年月日　令和八年五月二十五日

（七）一般社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	篠原　未治
変更後	村本　佳宜

二　変更の年月日　令和八年六月十日

（八）株式会社ＪＴＢ（登録研修機関第三十八号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	山北栄二郎
変更後	青海　友

二　変更の年月日　令和八年六月三十日

○観光庁告示第十九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第五号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十九日

観光庁長官　木村　典央

一　代表者の氏名の変更

変更前	篠原　未治
変更後	村本　佳宜

二　変更の年月日　令和八年六月十日

○関東地方整備局告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第百十八号松本都市計画道路事業三・四・十一号宮渕新橋北小松線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十七日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第二百六十八号伊那都市計画道路事業三・三・一号環状北線、三・四・六号竜東線及び三・四・三十五号中央北町線

三　事業施行期間　自平成三十年十二月十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

中部地方整備局長　西村　拓

一　供用開始の区間

路線名　沼津市大塚字井口五五四番二から同市大塚字福部阿原七六三番二まで

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日

中部地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下呂市門原字牧ケ平五五五番一から同市三原字カメガイシ五三五番一まで	前	ＢＡ　一二・八七～二〇・四四　五七・二四（メートル）　一四三・四四（キロメートル）	三・〇九七	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一二・八七～二〇・四四　五七・二四　一四三・四四	二・八七六	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所